



ご加入を検討されている方向け



プランS加入申込手続きについて

会社員(第2号被保険者)または共済組合の組合員の方で、「加入(掛金を積み立てる)」と「移換(DC資産を移す)」の両方のお手続きを同時に希望される場合は、**同日にお申込みいただく必要があります。**

同日にお手続きいただけなかった場合、改めてお申込みが必要となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、「加入」と「移換」を別日でお申込みされる場合は、月をまたいでお手続きいただきますようお願いいたします。

(例:・移換申込:2月 → 加入申込:3月/加入申込:2月 → 移換申込:3月)

Index

iDeCoの申込み手続きは、P7のフローチャートで必要書類をご確認のうえ、手続き書類を印刷してご用意いただき郵送ください

お手続きの流れ

P3



被保険者種別とは

P3



手続き書類・掛金に関する留意点

P4



加入・移換・運営管理機関変更に関する手続き書類

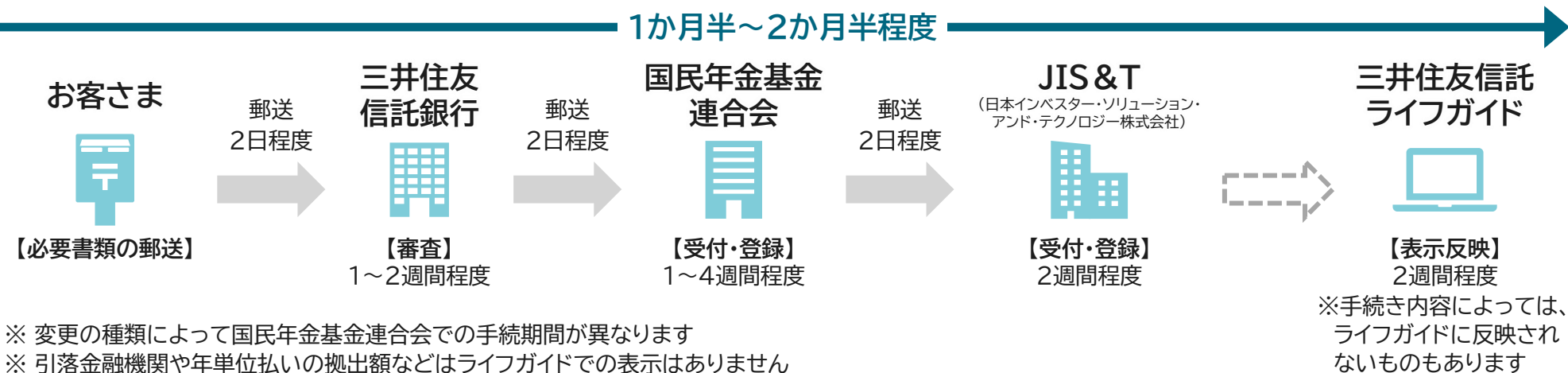
P7



フローチャート
に沿って必要書
類をご確認いた
だけます

お手続きの流れ・被保険者種別とは

お手続きの流れ



被保険者種別とは

被保険者種別によりご提出帳票が異なる場合がございますので、ご自身の種別についてご確認ください

第1号被保険者

国民年金に加入されている方
自営業、自営業の配偶者、
無職・学生等

第2号被保険者

厚生年金に
加入されている方
会社員等

共済組合員の方
公務員、
教職員等

第3号被保険者

厚生年金に加入されている、
配偶者に扶養されている方
専業主婦(主夫)

※ 以下の方は、国民年金任意加入被保険者となります

- 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の者で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、または480月の保険料納付済期間がないことから老齢年金を満額受給できない方
- 日本国籍を有する20歳以上65歳未満の日本に住んでいない方(海外居住者)

手続き書類に関する留意点

✓ 必要書類を印刷してご利用ください

- 必要書類の印刷は両面印刷ではなく片面印刷をお願いします(プリンターの設定にて両面印刷から片面印刷へ設定を変更のうえ、印刷してください)
- スマートフォンから資料を印刷する場合は、PDF帳票をダウンロードいただき、ご自宅の印刷機器または外部アプリにてコンビニ印刷等にてご対応をお願いします(コンビニ印刷の詳細については各コンビニで確認をお願いします)

✓ 印刷する用紙は、白紙・A4サイズをご利用ください ※厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書はA3サイズ

- 裏面にも印刷のある用紙の場合、不備として再提出が必要になりますので、ご注意ください

✓ 申出者自ら署名する場合は、身元確認書類の提示は不要です

- 印字の場合は、身元確認書類(運転免許証、健康保険証のコピー等)の提示をお願いします

✓ 記入内容を訂正する場合は、訂正部分を二重線で抹消し、訂正周囲余白に訂正事項をご記入ください

- 預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書は、訂正印(金融機関届出印)の押印が必要となります
- 修正テープ・修正液等は使用しないでください
- 記入時は“油性または消えない水性ボールペン”をご使用いただき“鉛筆等”のご使用はお控えください

✓ 送付時には、宛名ラベルを印刷し定型封筒へ貼り付けのうえ、必要書類を同封し、三井住友信託銀行へご郵送ください

宛名ラベル

三井住友信託
宛名ラベル



【送付先住所】

〒105-0011

東京都港区芝公園1-1-1 住友不動産御成門タワー

三井住友信託銀行株式会社 確定拠出年金管理部 イデコ担当



掛金に関する留意点

- ✓ 掛金引落口座として指定できる金融機関金融機関一覧は、[こちら](#)  からご確認ください
- ✓ 掛金は5,000円以上かつ1,000円単位の金額を設定することができます
- ✓ 三井住友信託銀行の口座を掛金引落口座にする場合、当該口座の届出印を登録されていない方(インターネットで口座をお申し込みいただいた方)は、「印鑑届」と本人確認書類をご提出いただく必要があります。「印鑑届」及び返信用封筒をお送りしますので、三井住友信託銀行ライフサポートお問い合わせデスク(0120-959-999)までご連絡ください。なお、「[預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書](#)」を含むiDeCo(プランS)の申込手続き書類一式は「印鑑届」及び返信用封筒が届くまでお手元で保管いただき、「印鑑届」をご提出後に「[預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書](#)」に届出印を押印のうえ、ご返送いただきますようお願いいたします

加入後の留意点

- ✓ 被保険者種別・勤務先等が変わった場合の手続きの詳細は、ライフガイドのプランS専用ページに掲載している【加入後の手続帳票一覧】をご覧ください
- ✓ 企業型DCに加入し同時にiDeCoで掛金を拠出している方で、お勤めの企業を退職された方は、届け出が必要です。[こちら](#)の資料から必要手続きをご確認ください

届出手続きをしないとiDeCoの掛金が停止してしまうケース

- (1) 現在お勤め先の会社を退職して他社に転職する場合
(引き続き国民年金保険第2号被保険者)

※企業年金制度等の加入状況の変更がない場合、お手続き不要となることがあります

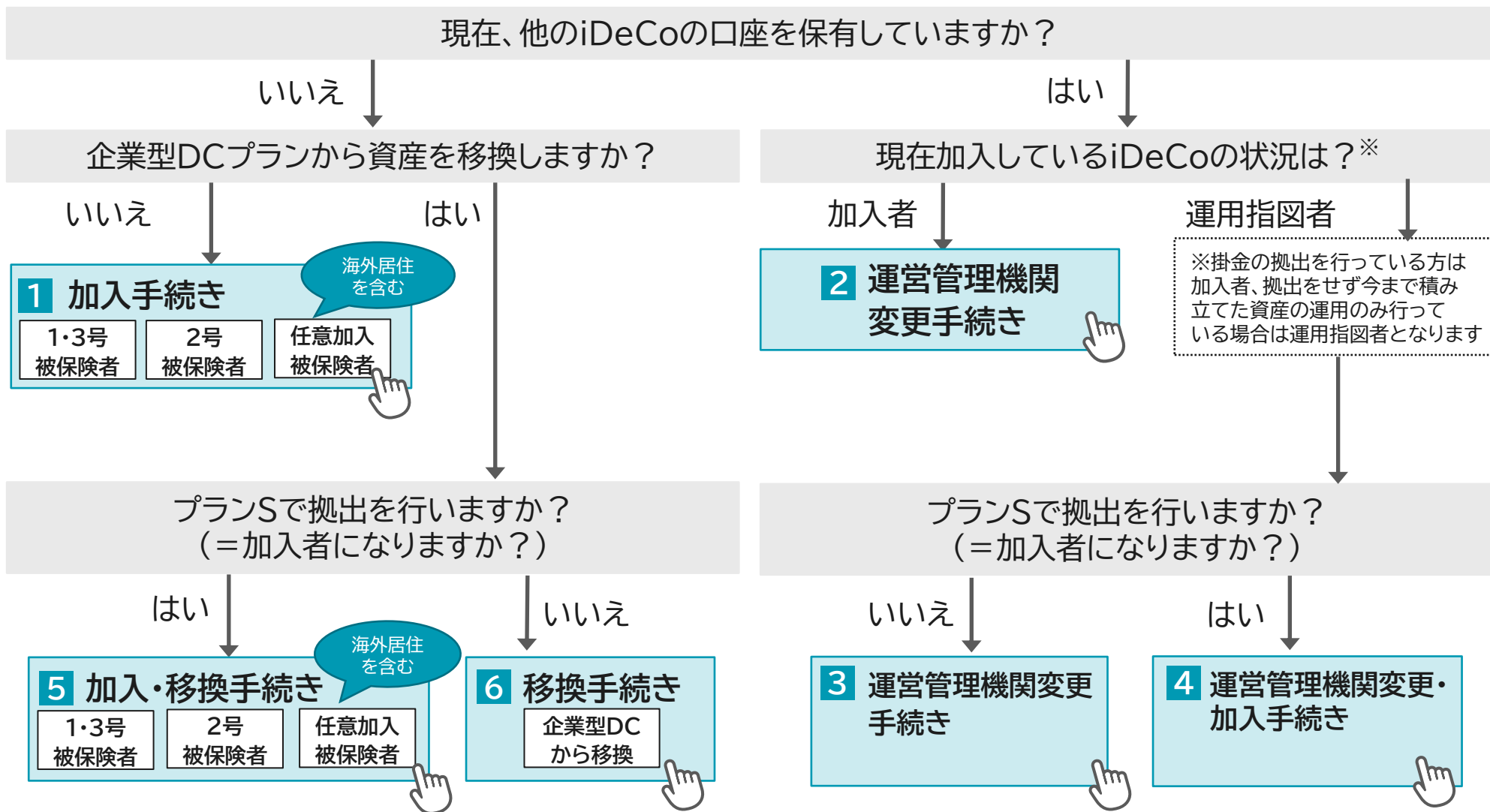
- (2) 現在お勤め先の会社を退職して
国民年金保険第1号被保険者(自営業者等)になる場合

- (3) 現在お勤め先の会社を退職して
国民年金保険第3号被保険者(専業主婦(夫)等)になる場合

- (4) 現在お勤め先の会社を退職して
国民年金保険の任意加入被保険者になる場合

- (5) 企業型DCの加入資格は喪失するものの
引き続き同じ会社でお勤めする場合
(定年退職後、再雇用制度で同じ会社にお勤めする場合等)

加入・移換・運営管理機関変更に関する手続き書類



※ 企業型DCプランにおいて未移換者の方、または、運用指図者の方で企業型の資産をiDeCoに一本化されたい方は、移換のお手続きも必要です。プランSで拠出をする／しないに応じ、5 または 6 のお手続きへお進みください



※ 企業型DCプランにおいて未移換者の方、または、運用指図者の方で企業型の資産をiDeCoに一本化されたい方は、移換のお手続きも必要です。プランSで拠出をする／しないに応じ、**5**または**6**のお手続きへお進みください
厚生年金基金・確定給付年金からの移換を行う場合は、**7**のお手続きへお進みください

1-1 国民年金第2号被保険者の方の加入手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間	
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(個人払込の場合) ■ iDeCoの加入資格・限度額・他年金状況確認 <別紙 K-033> ※ 提出不要 ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用)	PDF	PDF	1.5か月程度	

・国民年金第2号被保険者(共済組合員)の方は、帳票PDF内のフローチャート※で、ご自身の加入資格、拠出限度額を確認してください

・「事業主払込」をご希望の方は、**事業主払込に関する証明書** の提出が必要です。

共済の方は **事業主払込に関する証明書(共済用)** を提出してください。

「事業主払込」をご希望の場合は、預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書の提出は不要です。

事業主払込に関する証明書の記入例





※ 企業型DCプランにおいて未移換者の方、または、運用指図者の方で企業型の資産をiDeCoに一本化されたい方は、移換のお手続きも必要です。プランSで拠出をする／しないに応じ、[5](#)または[6](#)のお手続きへお進みください
厚生年金基金・確定給付年金からの移換を行う場合は、[7](#)のお手続きへお進みください

1-2 国民年金第1号被保険者・3号被保険者の方の加入手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用)	PDF	PDF	1.5か月 程度



※ 企業型DCプランにおいて未移換者の方、または、運用指図者の方で企業型の資産をiDeCoに一本化されたい方は、移換のお手続きも必要です。プランSで拠出をする／しないに応じ、**5**または**6**のお手続きへお進みください
厚生年金基金・確定給付年金からの移換を行う場合は、**7**のお手続きへお進みください

1-3 国民年金任意加入被保険者※の方の加入手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用) ■ 任意加入被保険者用別紙	PDF	PDF	1.5か月程度

※ 海外に居住する日本国籍を有する方、またはこれから海外に転出予定の方は「住民票除票の写し」または「出国先記載の住民票の写し」「戸籍の附票」いずれかの添付が必要です(発行日が受付金融機関における「受付日」以前3か月以内のもの)

※ 任意加入被保険者

- ・ 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の者で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、または480月の保険料納付済期間がないことから老齢年金を満額受給できない方
- ・ 日本国籍を有する20歳以上65歳未満の日本に住んでいない方(海外居住者)



2 他のiDeCoの加入者が当社プランSに運営管理機関変更を行う場合の手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間	
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 加入者等運営管理機関変更届 ■ 移換時配分指定書※ ■ 確定拠出年金配分指定書(個人型掛金用)			1.5か月程度	

※＜資産の移換に関するご留意事項＞

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月～3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください



3 他のiDeCoの運用指図者が当社プランSに運営管理機関を変更を行う場合の手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間	
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 加入者等運営管理機関変更届 ■ 移換時配分指定書※	PDF	PDF	1.5か月程度	

※＜資産の移換に関するご留意事項＞

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月～3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください



4

他のiDeCoの運用指図者が当社プランSに運営管理機関を変更し併せて加入も行う場合の手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 加入者等運営管理機関変更届 ■ 移換時配分指定書※ ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書 兼 自動振込利用申込書(個人払込の場合) ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用) ■ iDeCoの加入資格・限度額・他年金状況確認 <別紙 K-033> <注> 提出不要	PDF	PDF	1.5か月程度

※<資産の移換に関するご留意事項>

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月～3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください

・国民年金第2号被保険者(共済組合員)の方は、帳票PDF内のフローチャート※で、ご自身の加入資格、拠出限度額を確認してください

・「事業主払込」をご希望の方は、**事業主払込に関する証明書** の提出が必要です。

共済の方は **事業主払込に関する証明書(共済用)** を提出してください。

「事業主払込」希望の場合は、預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書の提出は不要です

・国民年金の任意加入被保険者は **任意加入被保険者用別紙** を提出してください

事業主払込に関する証明書の記入例



任意加入被保険者用別紙の記入例





5-1 企業型DCプランから資産を移換し加入も同時に行う場合の手続き書類 (国民年金第2号被保険者の方)

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人別管理資産移換依頼書 ■ 移換時配分指定書※ ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書 兼 自動振込利用申込書(個人払込) ■ iDeCoの加入資格・限度額・他年金状況確認 <別紙 K-033> <注> 提出不要 ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用)	PDF	PDF	1.5か月程度 (移換完了まで には2〜3か月 お時間が かかります)

※<資産の移換に関するご留意事項>

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月〜3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください

・国民年金第2号被保険者(共済組合員)の方は、帳票PDF内のフローチャート※で、ご自身の加入資格、拠出限度額を確認してください

・「事業主払込」をご希望の方は、**事業主払込に関する証明書** の提出が必要です。

・共済の方は **事業主払込に関する証明書(共済用)** を提出してください。

「事業主払込」希望の場合は、預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書の提出は不要です。

事業主払込に関する証明書の記入例



5-2

企業型DCプランから資産を移換し加入も同時に行う場合の手続き書類 (国民年金第1号被保険者・3号被保険者の方)

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人別管理資産移換依頼書 ■ 移換時配分指定書※ ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書 兼 自動振込利用申込書 ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用)	PDF	PDF	1.5か月程度 (移換完了まで には2～3か月 お時間か かります)

※＜資産の移換に関するご留意事項＞

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月～3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください



5-3 企業型DCプランから資産を移換し加入も同時に行う場合の手続き書類 (国民年金任意加入被保険者※の方)

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人別管理資産移換依頼書 ■ 移換時配分指定書※2 ■ 個人型年金加入申出書 ■ 預金口座振替依頼書 兼 自動振込利用申込書 ■ 確定拠出年金 配分指定書(個人型掛金用) ■ 任意加入被保険者用別紙 ■ 「住民票除票の写し」または「出国先記載の住民票の写し」 「戸籍の附票」いずれか★※ ★ 海外在住の方のみ必要 (ご自身で取得のうえ必要書類と一緒にご提出ください)	PDF	PDF	1.5か月程度 (移換完了まで には2～3か月 お時間が かかります)

※ 海外に居住する日本国籍を有する方、またはこれから海外に転出予定の方は「住民票除票の写し」または「出国先記載の住民票の写し」
「戸籍の附票」いずれかの添付が必要です(発行日が受付金融機関における「受付日」以前3か月以内のもの)

※ 任意加入被保険者

- ・ 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の者で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、または480月の保険料納付済期間がないことから老齢年金を満額受給できない方
- ・ 日本国籍を有する20歳以上65歳未満の日本に住んでいない方(海外居住者)

※2 <資産の移換に関するご留意事項>

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月～3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください



6 企業型DCプランから資産の移換のみを行う場合の手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間
■ メールアドレス・口座確認 兼 同意確認書 ■ 個人別管理資産移換依頼書 ■ 移換時配分指定書※			1.5か月程度 (移換完了まで には2～3か月 お時間が かかります)

※＜資産の移換に関するご留意事項＞

個人型DCプランSへの資産移換が完了するまで(2か月～3か月程度)は、「移換時配分指定書」で指定した配分割合(移換金の運用割合)を途中で変更することはできません。書類提出後手続きが完了するまでは変更不可となりますので内容をご確認のうえ提出してください



7 厚生年金基金・確定給付年金からの移換を行う場合の手続き書類

必要書類	帳票	記入例	所要期間
厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書	 こちらの帳票はA3で印刷ください		2～3か月程度 ※ 移換元の状況によりさらにかかる場合もございます

※ 厚生年金基金や確定給付企業年金(DB)を脱退された方が、以下の要件を満たす場合、資産を個人型確定拠出年金に移換することができます

- ① 個人型確定拠出年金加入者であること
- ② 厚生年金基金の脱退後、1年以内であること ※ 基金の解散に伴う分配金の移換はできません
- ③ 確定給付企業年金の脱退後、1年以内であること

※ DBからの移換金は掛金で設定している商品を同じ割合で購入することになります。(掛金とは別に)購入商品を設定することはできません



厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書
のご提出先は
以前お勤め先となりますのでご注意ください